

# 共和自治会館管理運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、自治会法人共和自治会が管理する集会所の使用、並びに管理運営について必要な事項を規定する。

## (名称)

第2条 集会所の名称は、自治会法人共和自治会館（以下「自治会館」と言う）と称する。

## (目的)

第3条 自治会館は、自治会の集会及び事業活動の他、会員相互の各種活動や親睦を図るために使用するものとする。

## (登記)

第4条 自治会館は、自治会法人共和自治会で登記し、登記に係る費用については自治会館建設資金から支出するものとする。

## (運営委員会)

第5条 自治会館の円滑な管理運営をするため、運営委員を選出し運営委員会を組織する。

## (使用許可)

第6条 自治会館を使用するときは、予め運営委員会に使用届を提出し許可をうけるものとする。  
2 前項の許可をする場合、管理上必要なときは条件を付けることができる。

## (使用制限)

第7条 次の各号に該当する場合は許可をしないことがある。  
(1) 建物、付属設備及び備品等を損傷、又は破損するおそれがあると認められるとき  
(2) 自治会館の管理上、支障があると認められるとき

## (許可の取消)

第8条 第6条の許可を受けたものが各号に該当する場合は使用許可を取り消すことがある。  
(1) 使用届と内容が著しく違うとき  
(2) 使用許可の条件に違反したとき

## (損害賠償)

第9条 自治会館を使用する者が、建物、付属設備、及び備品等を損傷又は破損したときはその損害を賠償しなければならない。

## (営利行為の制限)

第10条 自治会館は、原則として営利目的として使用することはできない。

## (使用料)

第11条 第3条の自治会の集会、役員会、及び事業活動に使用する場合は無料とする。  
2 前項以外に使用する場合は、別に定める維持費を負担するものとする（別紙-1参照）  
3 前項の維持費（使用料）は、自治会館の運営管理費に充てるものとする。

## (遵守事項)

第12条 自治会館を利用する者は、別に定める遵守事項を遵守しなければならない。

## (事業年度)

第13条 この会館の事業年度は、毎年4月1日から3月31日を事業年度とし自治会に報告する。

## (経費)

第14条 この会館の経費は自治会助成金、維持費をもって充てる。

第15条 この規定に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は運営委員会において定めるものとする。

付則 この規程は、平成8年4月1日から実施する。

## 共和自治会館使用料

運営規定第11条2項により自治会館の維持管理のため、会館使用を希望する個人（サークル）は原則として維持費（使用料）を納付するものとする。

使用料は次の個人、団体（サークル）に区分する。

- 団体1. 自治会員の親睦、趣味を目的としている団体（サークル）
- 団体2. 自治会会員と自治会会員以外の人との親睦、趣味を目的としている団体（サークル）  
但し、自治会会員が半数に満たない場合は、団体3として扱う。▲4
- 団体3. 個人または団体が主催して講習会を目的として活動している団体（サークル）
- 団体4. 自治会会員が団体（サークル）登録をしないで個人、団体（サークル）で使用する
- 団体5. 自治会会員以外の方が上記と同じ活動で使用

### 【個人 団体（サークル）別使用料】

	会員構成		運営費		使用料（単位：円）		
	自治会員	部外	会費	月謝	午前	午後	夜間
団体1	○		○		▲1 300	▲1 300	▲1 300
団体2	○	○	○		300	▲2 300	▲3 300
団体3	○	○		○	1000	1000	1000
団体4	○				別途		
団体5		○			別途		

### 使用料の納付

1. 予約した分の使用料は申し込み時に納付を行ってください。
2. 利用者の都合で使用されない場合、使用料は原則として還付しません。
3. 予約した日が自治会の行事等で使用できない場合は、使用日の変更又は使用料を次回分に繰り越す事ができる。
4. 臨時に使用申込した場合の使用料は1項に準ずる。

付則 臨時に車を自治会館に駐車を希望する場合、自治会行事等のない日に限りこれを認めるものとする。但し、一回の利用時間は1日を限度とし使用料は無料とする。

駐車を許可された車は道路側から見える場所に「駐車許可証」を表示する。

館内での車の事故は責任を負いません。

- ▲1 平成9年5月10日 団体1の使用料を改正 平成9年6月度より実施
- ▲2 平成14年6月29日 団体2の午後使用料変更 平成14年8月度より実施
- ▲3 平成15年11月29日 団体2の夜間使用料変更 平成16年4月度より実施
- ▲1 平成16年11月13日 団体1の使用料変更 平成17年4月度より実施
- ▲4 平成21年4月7日 団体2の使用料変更 平成22年4月度より実施

# 共和自治会館管理運営内規

## (趣旨)

第1条 この内規は、管理運営規程に基づき規程に定めない事項で、必要と認められた事項に限り定めるものとする。

## (運営委員会)

第2条 運営委員は、自治会役員、相談役、館長、副館長、千歳会役員、子供会育成会役員で構成し、委員の定数は11名とする。

## (役員)

第3条 この委員会の役員は前条の運営委員会より選出する。  
運営委員長 1名 副委員長 1名 会計 1名

## (役員職務)

第4条 運営委員長は会務を統括し管理運営にあたる。  
副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

## (役員任期)

第5条 役員任期は1年とする。但し再選は妨げない。

## (会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し議事に当たる。  
議長は委員の半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。

## (使用責任者の届出)

第7条 会館及び備品を使用する個人、又はその団体はその責任を明らかにするため、使用責任者の氏名を届出するものとする。

### 2 使用団体の登録

- (1) 会館を使用する団体は、団体名、活動内容、人数、代表者名、連絡場所(TEL)等を所定の用紙に記入し登録する。
- (2) 有効期間は1年間(毎年4月1日から翌年3月31日)とする
- (3) 継続の場合は届出は不要とする。但し、1年間活動がない場合、翌年度は登録を取り消すことがある。そのときは、再登録を必要とする。

## (会館使用簿の備えつけ)

第8条 この会館の使用及び備品の貸出については、使用整理簿を備えつけ、使用者相互の調整を図るものとする。

## (未成年者の使用)

第9条 未成年者の使用については、保護者の指導がある場合に限り使用できるものとする。

## (遵守事項)

第10条 使用責任者は、会館の使用に当たって防犯と、節電、節水に十分留意するとともに下記の事項を遵守すること。

- 2 (1) 許可された以外の施設及び付属設備部を使用しないこと
- (2) 指定場所以外の火気厳禁
- (3) 私用が終わったときは、元どおりに整理整頓すること
- (4) 休日及び夜間は、特に火気、照明等の点検と戸締まりを確認すること

## (事故時の対応)

第11条 会館の維持管理上、事故等が発生した場合は速やかに運営委員長、又は運営委員に報告しなければならない。

(鍵の管理) ▲1

第12条 会館の鍵は、運営委員長、副委員長及び自治会総務部の役員宅に配置し、管理する。

- 2 運営委員会が必要と認めた場合に限り、子ども会育成会、千歳会、思い愛ネットワーク及び団体（サークル）登録をした団体（サークル）の責任者に対し、必要に応じて、会館の鍵の一部を一定期間貸与できるものとする。

(内規の改廃)

第13条 この内規の改廃は運営委員会において決定し、自治会にその内容を報告する。

(開館時間)

第14条 会館の開館時間は午前9時から午後10時までとする。

但し、運営委員会が特に必要と認めるときは、使用時間を短縮、又は延長することができる。

- 2 緊急の使用（罹災、葬儀等）の申出があった時は、運営委員会で検討し、支障のない限りその使用を許可する場合がある。

付則 この規定は、平成8年4月1日から実施する。

▲1 平成14年4月1日 第12条一部改正及び2項追記